

奈良県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十月五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六号

奈良県税条例の一部を改正する条例

奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条第三項中「特定非営利活動法人」の下に「（以下「特定非営利活動法人」という。）」を加える。

第三十条の十の次に次の一条を加える。

（法人の県民税の均等割の減免）

第三十条の十一 知事は、収益事業を行う特定非営利活動法人であつて社会福祉法第二条に規定する社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業のうち規則で定めるもの（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を行うものに対して課する県民税の均等割を減免することができる。ただし、当該収益事業から生じた収益を特定非営利活動に係る事業（特定非営利活動促進法第十一条第一項第三号の規定により当該特定非営利活動法人の定款に記載された特定非営利活動に係る事業をいう。）のために使用しないときは、この限りでない。

2 前項の規定によつて県民税の均等割の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- 一 社会福祉事業等の種類及び内容
- 二 減免を受けようとする事業年度及び税額
- 三 収益事業の種類及び概要

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の奈良県税条例第三十条の十一の規定は、平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人

の県民税については、なお従前の例による。